



令和7年3月19日

奈良県田原本町

**（仮称）田原本町小学校給食センター建築工事設計業務
委託に関する損害賠償請求（訴えの提起）について**

1 訴えの相手方

橿原市葛本町835番の1

株式会社礎建築事務所

代表取締役 南 明

2 事件名

損害賠償請求事件

3 概要

本町は、（仮称）田原本町小学校給食センター建築工事設計業務委託について、令和5年10月27日に令和6年8月9日までを履行期限とする契約を締結しました。しかしながら、履行期限に業務完了が間に合わないとのことから、相手方の申し出により契約期間を令和6年9月30日までと変更し、成果品の提出を受けましたが、成果品とみなすことができる履行はありませんでした。その後、本町としては、当初の予定通り令和7年1月の着工の工事入札へ向け、令和6年10月31日を期限とする指示を書面にて行いましたが履行はありませんでした。

これにより、当初の予定であった令和8年4月供用開始に間に合わず、再度設計業務を実施する必要性が生じたもの。

【報道資料】

4 訴えの主旨

- (1) 相手方に対し、既に支払っている前払金8,037,150円の返還を求める。
- (2) 相手方に対し、損害賠償金として2,679,050円の支払を求める。
- (3) 相手方に対し、前払金支払いの日から返還の日までの割合で計算した額の利息を求める。
- (4) 相手方に対し、訴訟費用の負担を求める。

※なお、本日、田原本町議会に訴えの提起に係る追加議案を提出し、議決済み

5 高江町長コメント

本町といたしましては、当該事業者との契約内容に基づき、再三にわたり誠意ある対応を求めてまいりましたが、状況が改善されず、やむを得ず法的措置を講じるに至りました。

今後、本町は、速やかに損害賠償請求訴訟を提起し、町民の皆様の負担を最小限にとどめるべく全力を尽くしてまいります。

【この件に関するお問い合わせ先】

教育委員会事務局教育総務課 安倍

TEL 0744-32-2906